

【重要】

令和5年3月7日

関係者各位

再生債務者 株式会社MTGOX  
再生管財人 弁護士 小林 信 明

### 弁済方法の選択及び弁済先情報登録のお願い

弁済に向けた手続に関し、重要な情報が含まれておりますので、再生債権者の皆様は必ずご確認ください。

#### 1. 弁済方法の選択及び弁済先情報登録のお願い

2022年10月6日付「弁済方法の選択及び弁済先情報登録機能のリリースに関するご案内」([https://www.mtgox.com/img/pdf/20221006\\_announcement\\_ja.pdf](https://www.mtgox.com/img/pdf/20221006_announcement_ja.pdf))のとおり、再生管財人は、再生計画に基づく弁済（以下「**本件弁済**」といいます。）に関し、債権者が弁済方法の選択、及び弁済先情報の登録（以下「**本件選択及び登録**」といいます。）を行うための機能を再生債権届出システム（「<https://claims.mtgox.com/>」のURLからアクセスできるシステムをいいます。）にリリースしています。

本件選択及び登録の期限は、当初 2023 年 1 月 10 日（日本時間）となっておりましたが、いずれも 2023 年 3 月 10 日（日本時間）に変更されております。  
当該期限までに本件選択及び登録を完了しない場合、以下の弁済を受けることができません。

- ・ 早期一括弁済
- ・ 仮想通貨再生債権の一部に対する仮想通貨での弁済
- ・ 銀行送金による弁済
- ・ 資金移動業者による送金を用いた弁済

現時点で本件選択及び登録が完了していない再生債権者の皆様におかれましては、期限が差し迫っておりますので、上記 2022 年 10 月 6 日付のご案内、その他の再生管財人が再生債権者に提供している情報を参照の上、直ちに本件選択及び登録を完了してください。

## 【重要】

また、既に本件選択及び登録を完了している再生債権者におかれましては再度本件選択及び登録を行う必要はありません。なお、既に本件選択及び登録を完了している場合でも、上記の期限内であれば本件選択及び登録をやり直すことが可能です。

## 2. お問い合わせ先

本件弁済に関してご不明点がある場合には、本システムにログインの上、画面右上の「よくあるご質問 (FAQ)」のボタンからアクセスできる、お問い合わせフォームよりお問い合わせください。

なお、本システムにログインせず、以下の URL からアクセスできるお問い合わせフォームよりお問い合わせいただくことも可能ですが、問合せ者と再生債権者の同一性が確認できず、お問い合わせに対する円滑な対応が困難となる可能性がありますので、本システムにログインが可能な場合は、ログインした上でお問い合わせください。

<https://claims.mtgox.com/faq>

なお、お問い合わせフォームからは多数の問合せを受領しているため、返信がタイムリーになされない可能性があることにつき、予めご了承ください。

以上